

酒田市と株式会社 Liquitous との

デジタル変革による対話を通じた市民参加の推進に向けた連携に関する協定

酒田市（以下「甲」という。）と株式会社 Liquitous（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、デジタル変革による対話を通じた市民参加を推進するため、次の通り連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源、特長を活かしながら、既存の政策形成過程への市民参加のあり方をデジタル変革し、対話を通じた市民参加を推進することを目的に、現下の政策形成過程への市民参加の諸課題の整理と、諸課題の解決に資する先導的な取り組みを実証することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- （1）デジタル変革による市民参加の推進に向けた現状の諸課題の整理に関する事
- （2）デジタル変革による市民参加の推進にあたっての諸課題の解決に向けた、オンラインプラットフォームを用いた取り組みの実証に関する事
- （3）デジタル変革による市民参加の推進に向けた制度・仕組み等の調査・検討に関する事
- （4）デジタル変革による市民参加の推進に向けた市民等意識の評価に関する事
- （5）対話の場づくりにおけるファシリテーション技術と連動した取り組みの試行に関する事
- （6）前各号の実施にあたって必要な事項に関する事

2 連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上決定する。

3 本協定に定めるもののほか、第1条に定める目的の達成及び第2条に定める取り組みの実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

2 本協定は、期間満了の1か月前までに両者が協議の上、書面による新たな合意があった場合に限り延長することができるものとし、以後、延長後の期間満了に際しても同様とする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(遵守事項)

第8条 甲及び乙は、法令や社会規範を遵守するとともに、これらに反した行為(人権の侵害など)が見られた場合には速やかに改善を申し入れるものとし、改善が図られない場合は本協定を解消するものとする。

(疑義が生じた場合等の取扱い)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙が協議の上、その取扱いを決定する。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙各自記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 7月 31日

甲 山形県酒田市本町2丁目2番45号
酒田市
酒田市長 矢口 明子

乙 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町2044番地29
株式会社 Liquitous
代表取締役CEO 栗本 拓幸